

鹿屋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、特に定めるものを除き法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に定義されているものと同一とする。

(居住環境の維持及び向上への配慮等に関する事項)

第3条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されていることの基準は次に掲げる各号とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5に規定する地区計画のうち、地区整備計画が定められているパークヒルズ鹿屋地区計画の区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築基準法第68条の2の規定に基づく条例に定められた項目を除き、建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に原則として適合するものであること。

(2) 申請建築物が原則として次の区域にないこと。

ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(認定申請)

第4条 認定申請者は、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請をしようとする場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）に定める認定申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第2条に定める図書を添えたもの（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない

ない。

- 2 前項に規定する申請を行う場合において、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けているときは当該適合証及び当該適合証の写しを添えて、適合証に代わるものとして市長が特に認めるもの（以下「市長が認めるもの」という。）があるときは市長が認めるもの及び当該市長が認めるものの写しを添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の適合証は、次に掲げる基準に適合しているものであることとする。

(1) 法第6条第1項の住宅の構造及び設備に関する基準

- 4 あらかじめ建築基準法第6条第4項の規定による確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けている場合は、当該確認済証及び同条第1項による確認申請書（以下「確認申請書」という。）の副本を掲示し、申請書との照合を受けるものとする。
- 5 規則第2条第1項及び第3項により市長が認める図書は、別表1に掲げるものとする。
- 6 認定申請は、着工前であれば申請できるものとする。
- 7 市長は、認定申請者に対し認定申請の内容を審査したうえで、必要な助言、指導及び指示を行うことができる。

(認定)

第5条 市長は、認定申請の内容が法第6条第1項各号の規定による基準に適合しているものとして、計画を認定した場合は、規則第6条に定める認定通知書（以下「認定通知書」という。）に申請書の副本を添えて、認定申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、計画を認定しない場合はその理由を添えて、認定しない旨の通知書（別記第1号様式）を認定申請者に通知するものとする。

(確認申請を伴う場合)

第6条 認定申請者は、法第6条第2項の規定による申出を行う場合は、第4条第1項の規定による申請書に確認申請書の正本1部及び副本2

部を添えたものを、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受ける場合は、確認申請書の正本及び副本に「長期優良住宅の普及に促進に関する法律第6条第2項による申出」と記入させるものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があったときは、法第6条第3項の規定により、申請書に確認申請書の正本1部及び副本2部を添えて、建築主事に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項に規定する申請に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、認定申請者に同条第7項の適合判定通知書又はその写し（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を求めるものとする。
- 5 市長は、認定申請者から前項の規定により提出された適合判定通知書等を建築主事に通知するものとする。
- 6 建築主事は、第3項の規定による通知に係る建築物の計画が、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するときは、確認済証に確認申請書の副本を添えて、市長に通知するものとする。
- 7 建築主事は、前項の場合において、第3項の規定による通知に係る建築物が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、市長から第5項の規定による通知を受けた場合に限り、前項の規定による通知を行うこととする。
- 8 市長は、第6項及び前項の規定による通知を受け認定を行うときは、認定通知書に申請書の副本及び確認申請書の副本を添えて、認定申請者に通知するものとする。

（変更認定）

第7条 認定計画実施者は、法第8条第1項及び法第9条第1項の規定による計画の変更（以下「変更認定」という。）の申請をしようとするときは、前3条の規定を準用するものとする。

- 2 認定計画実施者は、規則第7条各号の規定による軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（別記第2号様式）を市長へ届け出るものとする。

(地位承継)

第8条 認定計画実施者は、法第10条の規定による地位の承継（以下「地位継承」という。）の承認申請をしようとする場合は、規則第12条の定める承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、承認申請の内容が適切であることとして承認する場合は、規則第13条に定める承認通知書により通知する。

3 市長は、承認申請の内容が適切でないとして承認しない場合は、承認しない旨の通知書（別記第3号様式）により通知する。

(取下届等)

第9条 認定申請者は、認定又は変更認定（以下「認定等」という。）の申請を取り下げようとするときは、取下届（別記第4号様式）を市長に届け出るものとする。

2 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定による取りやめる旨の申出を行う場合は、取止届（別記第5号様式）に認定等を受けたことを証する書類を添えて、市長へ届け出るものとする。

3 認定計画実施者は、法第6条第2項の規定による申出による認定等を受けた住宅について、認定等に係る住宅の建築を取りやめようとするときは、事前に市長と協議するものとする。

(完了届等)

第10条 認定計画実施者は、認定等を受けた住宅の建築が完了したときは、工事完了届（別記第6号様式）を市長へ届け出るものとする。

(報告の徴収)

第11条 市長は、法の施行に必要なときは、認定計画実施者に対し長期優良住宅建築等計画への適合状況等について適合状況報告書（別記第7号様式）の提出による報告を求めることができる。

(改善命令)

第12条 市長は、法第13条各項に基づく命令を行うときは、認定計画実施者に対し、命令書（別記第8号様式）を交付するものとする。

(計画認定の取消し)

第13条 市長は、次に掲げる場合には、認定計画実施者に対し、認定取消

通知書（別記第9号様式）を交付し認定を取り消すことができる。

(1) 認定計画実施者が前条に規定する命令に違反したとき。

(2) 認定計画実施者から第8条第2項の規定による届出の提出があったとき。

(助言及び指導)

第14条 市長は、法の施行に必要なときは、認定計画実施者に対し、長期優良住宅建築等計画への適合状況等について助言及び指導を行うことができる。

(台帳の整備)

第15条 市長は、長期優良住宅台帳を整備し、認定等、報告及び届出等の事項を記録しておかなければならない。

(証明願)

第16条 次に掲げる事由について証明を受けようとする者は、当該各号に定める証明願を市長に提出しなければならない。

(1) 法第6条第1項の規定による認定（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）を受けた旨の証明（別記第10号様式）

(2) 法第10条の規定による地位の承継について、承認を受けた旨の証明（別記第11号様式）

(その他)

第17条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年6月4日から施行する。

附 則 （平成21年10月1日）

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 （平成27年6月1日）

1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 （平成29年4月1日）

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年8月2日）

- 1 この要領は、平成30年8月2日から施行する。
- 2 この要領による改正後の鹿屋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律事務処理要領の規定は、この要領の施行の日以後に市長が受理した申請から適用し、同日前に市長が受理した申請の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

事 項	規則第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書	規則第2条第3項の規定により市長が不要と認める図書
法第6条第1項第3号の居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書	
住宅の品質確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（長期耐用構造等に適合する性能を表示しているものに限る。）の交付を受けた住宅	住宅性能評価書の写し	
住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅	住宅型式性能認定書の写し	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置が講じられていることの審査を要する場合	当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書の写し	
住宅を増築又は改築して長期使用構造等とする場合	法適合確認書（別記第 12 号様式）	

別記

第1号様式（第5条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

鹿屋市長

印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日	
2 申請者の住所	
3 申請に係る住宅の位置	
4 理由	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第2号様式（第7条関係）

軽微な変更届

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条の規定により軽微な変更を届け 出ます。		
		年 月 日
鹿屋市長 様		
認定計画実施者		住所 氏名
		印
認 定 番 号		
認 定 年 月 日		
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る住宅の位置		
軽 微 な 変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
受 付 欄		決 裁 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第3号様式（第8条関係）

承認しない旨の通知書

第 号
年 月 日

(申請者) 様

鹿屋市長 印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日	
2 申請者の住所	
3 長期優良住宅建築等計画の認定番号	
4 認定に係る住宅の位置	
5 理由	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第9条関係）

取 下 届

<p>下記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請を取り下げたいので届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿屋市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印</p>		
申 請 年 月 日	年 月 日	
確 認 の 有 無		
申請に係る住宅の位置		
取 り 下 げ 理 由		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第5号様式（第9条関係）

取 止 届

<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により、さきに認定を受けた長期優良住宅建築等計画の（建築工事、維持保全）を取りやめたいので認定通知書を添えて申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿屋市長 様</p> <p style="text-align: center;">認定計画実施者 住所 氏名 印</p>		
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る住宅の位置		
<p>取りやめる理由</p>		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第6号様式（第10条関係）

工事完了報告書

さきに認定を受けた長期優良住宅建築等計画の建築工事が完了しましたので次のとおり報告します。		
		年 月 日
鹿屋市長 様		
認定計画実施者		住所
		氏名 印
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る住宅の位置		
完 了 の 確 認 を し た 建 築 士 等	資 格	() 建築士 () 登録第 号
	住 所	
	氏 名	
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	所 在 地	
	確認した内容	
工事中の軽微な変更		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第7号様式（第11条関係）

適合状況報告書

さきに認定を受けた長期優良住宅建築等計画の（建築工事、維持保全）の状況について 次のとおり報告します。		
		年 月 日
鹿屋市長 様		
認定計画実施者		住所
		氏名
		印
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る住宅の位置		
・ 建築工事 ・ 維持保全 の 状 況		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

改善命令書

第 号
年 月 日

（認定計画実施者）

様

鹿屋市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条（第1項、第2項）の規定により改善に必要な措置をとるよう命じます。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る住宅の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第9号様式（第13条関係）

認定取り消し通知書

第 号
年 月 日

（認定計画実施者）

様

鹿屋市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により、認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

これにより認定通知書は効力を失います。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る住宅の位置	
4 理由	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第10号様式（第16条関係）

証明願

<p>次の事項のとおり、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画について認定済みであることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿屋市長 様</p> <p style="text-align: center;">願出人 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>		
認 定 申 請 者 氏 名		
申 請 年 月 日	年 月 日	
申 請 者 の 住 所		
認 定 に 係 る 住 宅 の 位 置		
認 定 に 係 る 住 宅 の 構 造		
認 定 番 号	年 月 日	
認 定 年 月 日	第 号	
※ 確 認 番 号	第 号	
※ 確 認 年 月 日	年 月 日	
証 明 事 由 (具体的に記載すること。)		
	建築住宅課	

※法第6条第2項に基づく確認の申し出があった場合のみ記入

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

鹿屋市長

印

第11号様式（第16条関係）

証明願

次の事項のとおり、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継について承認済みであることを証明願います。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 鹿屋市長 様 願出人 住所 氏名 印 電話番号	
認 定 申 請 者 氏 名	
申 請 年 月 日	年 月 日
申 請 者 の 住 所	
長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 の 認 定 番 号	
認 定 に 係 る 住 宅 の 位 置	
証 明 事 由 (具体的に記載すること。)	
	建築住宅課

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

鹿屋市長

印

第12号様式（別表第1 関係）

法適合確認書

作成者	資格	() 建築士 () 登録 第 () 号
	氏名	印
	建築士事務所	() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号

1 工事・申請の履歴

新築時	建築確認証	<input type="checkbox"/> あり (昭和・平成 年 月 日第 号) <input type="checkbox"/> なし・不明	
	検査済証	<input type="checkbox"/> あり (昭和・平成 年 月 日第 号) <input type="checkbox"/> なし・不明	
敷地内建築物の増改築等の履歴	<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> あり	直近工事内容	
		建築確認済証	<input type="checkbox"/> あり (昭和・平成 年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> なし・不明 <input type="checkbox"/> 不要
		検査済証	<input type="checkbox"/> あり (昭和・平成 年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> なし・不明

2 工事・申請の履歴

現況の建築基準法及び関係規定適合確認概要	① 単体規定	敷地の衛生安全	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
		不適格・不適合の内容 (関係条項と基準時)	
		構造安全性	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
		不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)
		防火避難規定	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
		不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)
		その他	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
		不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)
		② 集団規定	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
		不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)
③ 建築基準関係規定	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない		
	不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)	
既存不適格又は不適合規定に関する改善計画	工事内容		
	特定行政庁との協議	年 月 日	

上記の内容について説明を受けました。

年 月 日

建築主 住所

氏名

印